

令和 7 年度（2025年度） 固定資産税（償却資産）申告の手引

平素は、本市の税務事務に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土地、家屋に固定資産税が課税されることは、すでにご存知のところですが、法人や個人で工場や商店、月極一時預かり駐車場や賃貸マンションなどの事業を営んでおられる方が、その事業のために構築物・機械器具・備品等（これらを償却資産といいます）をお持ちの場合にも固定資産税が課税されます。これらの償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月31日までに1月1日現在における償却資産の所有状況をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

申告期限は、1月31日（金）ですが、なるべく1月24日（金）までに申告していただきますようご協力をお願いします。令和7年度償却資産申告書類を同封いたしましたので、ご利用ください。

償却資産の申告期間は令和7年1月6日（月）～1月31日（金）です。

< 申告の際のお願い >

- 新型コロナウイルス感染症などの拡大防止のため、申告方法については、郵送又は電子申告（エルタックス）による提出をご利用ください。
- 市税に関するご相談やお手続きにつきましては、人と人との接触機会を減らすため、引き続き、電話又は郵送による方法をご活用いただきますようお願いいたします。
- 本市のホームページ上から償却資産の申告の様式をダウンロードし、添付資料と併せて郵送でご提出いただくことができます。
この手引きと併せてホームページの「償却資産の申告と課税」もご覧ください。
<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/zeimu/menu/sizei/koteisisan/syokyakusisan.html>
検索サイトからも検索できます⇒ 
- eLTAX（エルタックス）にてインターネット上による申告（添付資料がある場合はPDFファイルとして添付可）を行う場合は、下記ホームページをご覧ください。
eLTAX（エルタックス）ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
検索サイトからも検索できます⇒ 

< 目 次 >

I 償却資産の申告について	1～2 頁
II 償却資産のあらし	3～8 頁
III 申告書の書き方	9～12 頁
IV 実地調査について	13 頁

提出先・問合せ先

〒598-8550（市役所専用郵便番号のため住所書不要）
大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号



泉 佐 野 市

総務部 税務課 固定資産税係（償却資産担当）

T e l （072）463-1212【内線2138】

F a x （072）469-2336

<https://www.city.izumisano.lg.jp>



© ゆでたまご／泉佐野市

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、泉佐野市内に事業用の償却資産（償却資産を他に貸与している場合も含む）を所有している方（法人又は個人）です。（廃業届を提出していても申告が必要）

※ 償却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 申告方法 …… 具体的な申告書の作成方法は9ページからの申告書記載例を参考にしてください。

（1）初めて申告される方 → 所有しているすべての償却資産を申告してください。

申告対象者	① 令和6年1月2日以降に泉佐野市内で新たに事業を開始された方 ② 今回はじめて償却資産申告書類が送られてきた方
申告する資産	令和7年1月1日現在、泉佐野市内に所有している償却資産のすべて
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	リース資産のみの場合や該当する資産を所有されていない場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。

（2）前年度以前に申告された方 → 令和7年度も申告してください。

申告対象者	前年度（令和6年度）までに申告された方
申告する資産	① 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間の増加資産・減少資産 ② 令和6年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れ等があった資産
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）
その他	該当する資産を所有しなくなった場合や前年中に資産の増減がなかった場合、事業の廃業・解散などの場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。

（注）リース会社がリース（貸出）資産を申告される場合において、資産の所在（貸出先名）を種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に記入してください。

（3）電算処理により資産申告される方 → 所有しているすべての償却資産を申告してください。

償却資産申告書 ＜提出部数各1部＞	全国的に統一された様式により、申告してください。
種類別明細書 （増加資産用） （全資産用） （減少資産用） ＜提出部数各1部＞	全国的に統一された様式により、申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。 ① 全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。 ② 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。 ③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載した様式であること。添付資料については、下記（4）を参照してください。 ④ 種類別明細書は資産種類ごとに区分して作成し、合計額を記載すること。 ⑤ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。 ⑥ 償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出の95%までとすること。

（注）リース会社が、電算処理により毎年全資産申告をされる場合、種類別明細書について次のような例外が認められています。主なものを例示しますと、

- ① 行数の増加（50行）
- ② 「賃借人名（使用者名）」の項目を設けて記載すること。
- ③ 「課税標準の特例」「増加事由」の項目も抹消。ただし、「摘要」欄に記号で表示し、欄外に記号の説明を付けること。

（4）課税標準の特例の適用がある資産を所有している場合

課税標準の特例の適用がある資産を所有されている場合には、上記（1）（2）（3）とは別に、以下の資料を添付してください。

添付資料 （特例適用資産一覧表） ＜提出部数1部＞	① 資産種類 ② 適用条項（根拠規定） ③ 特例率の別に区分した資産明細 1) 数量 2) 取得価額 3) 評価額 4) 課税標準額 5) 1)～4)の集計表 ④ 電算処理により資産申告される方は、種類別明細書の掲載頁、行位置を記載した一覧表。
---------------------------------	--

（5）申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることとなりますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合、同法第385条の規定により罰金等を科せられることとなります。

3 申告書の提出期限等

提出された償却資産申告書に基づいて、限られた期間内に償却資産の評価事務を完了しなければなりませんので、**1月31日(金)まで**に申告されますようお願いいたします。

なお、泉佐野市からお渡しする申告書（第26号様式）及び添付書類となる種類別明細書（第26号様式別表1（増加資産・全資産用））、種類別明細書（第26号様式別表2（減少資産用））には、控えはありません。

控えが必要な場合は、複写をお願いします。控えに受付印が必要な場合は、欄外右上に「控え用」と記載のうえ、提出用とともにご提出ください。

4 氏名等に変更がある場合

印字されている氏名又は名称、住所に変更があった場合は、申告書を訂正してください。その他の項目に変更があった場合も申告書を訂正してください。

また、資産の所在地が変更となった場合は、申告書の「備考欄」にその旨を記載してください。

5 市内に複数の事業所がある方

泉佐野市内に2つ以上の事業所がある方は、市内のすべての事業所分をまとめて申告してください。

6 申告書の書き方がわからない場合

この申告書について、書き方がわからない場合は、表紙記載の問合せ先にご相談ください。なお、次のような書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

(1) 個人の場合

- ①青色申告の簡易帳簿（固定資産台帳） ②所得税の確定申告書類一式
- ③その他減価償却資産の明細のわかる書類

(2) 法人の場合

- ①固定資産台帳（減価償却の明細） ②法人税確定申告書（別表16(1)～(9)）
- ③その他減価償却資産の明細のわかる書類

(3) その他

申告に関する用紙が不足している場合、新たに電算申告される場合、期日までに申告ができない場合等は、表紙記載の問合せ先にご相談ください。

電子申告（エルタックスeLTAX）により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます。

泉佐野市では、インターネットによる電子申告（eLTAX：エルタックス）の受付をしています。利用可能なサービスは、法人市民税の申告、個人住民税の給与支払い報告書などの提出、償却資産申告書の提出です。

eLTAXの利用には、eLTAXを利用できるパソコンの準備や電子証明書の取得等の手続きが必要です。以下までお問合せください。



利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問合せください！

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

●電話：0570-081459（ハイシンコク）

IP 電話や PHS からは：03-5521-0019

【受付日時：月～金（休祝日、年末年始を除く。）9:00～17:00】

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問合せください！

エルタックス

検索



Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の申告対象である「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを賃貸している方が、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品等がそれにあたり、土地及び家屋と同じく固定資産税が課税されます。

なお、「事業の用に供する」とは、事業を行う者がその本来の業務として行っている事業の用に直接又は間接使用できる資産で税務会計上、減価償却できるものをいいます。また、自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16(2)等を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書へ記入してください。

2 申告対象となる償却資産（令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産）

(1) 土地及び家屋以外の有形固定資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される資産

なお、次のような資産も、申告対象となります。

- ① 償却済資産（減価償却が終わり帳簿上、備忘価額で計上されている資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、事業の用に供しうる状態にある資産）
- ④ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑤ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、本来は減価償却可能な資産）
- ⑥ 決算期以降に取得された資産で固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑦ 改良費（償却資産の価格を増加させるため又は使用可能期間を延長させるもの）
- ⑧ 代金を完済していない割賦販売資産や、リース資産（借用資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産

「割賦販売と同様の資産」とは、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件でのリース取引で、契約の性質上、実質的に融資を受けたような「金融的性格」でありリース会社の有する所有権は形式的なものに過ぎず、実質的所有者は賃借人であると考えられるもののことです。

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個又は1セット当たり）が10万円以上の資産

上記の金額は、法人の場合平成10年4月1日以降に取得した資産、個人の場合平成11年1月1日以降に取得した資産であり、取得時期が上記以前の場合は、金額が異なる場合がありますので、詳細はお問合せください。

(3) 賃借人（テナント）が施工した建築設備や内装、造作等（地方税法第343条第10項）の資産

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント）が、自ら事業の用に供するために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外周壁骨組、外部、内部、床、天井等の仕上げ及び建具、配線・配管等（法第343条第10項「特定附帯設備」）については、賃借人（テナント）を所有者とみなしますので、建物等を賃借されている方が申告をしてください。

(4) 対象となる償却資産の種類と具体例

資産の種類	対象となる償却資産の例示
1 構築物	◇構築物 ネオンサイン、屋上看板等の広告設備、外灯（屋外配線・配管等）、舗装路面・庭園・門・塀・フェンス・緑化施設等の外構工事、煙突、その他土地に定着している土木設備等 ◇建物附帯設備 受変電設備、自家発電設備、特定の生産又は業務用の建築設備、テナント施工の内装・内部造作・建築設備等 <P5「4 建築設備における家屋と償却資産の区分」を参照ください。>

資産の種類	対 象 と な る 償 却 資 産 の 例 示
2 機械及び装置	工作機械、電気機械、ロードローラー・ショベルローラー・ブルドーザー・パワーショベル、その他の自走式作業機械等の土木建設機械で道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」の車両）、印刷機械、搬送機械（ホイス・コンベヤー・起重機等）その他物品の製造・加工修理に使用する機械及び装置（旋盤、モーター、ボール盤、タオル織機等）、太陽光発電システム、機械式駐車場等
3 船 舶	一般船舶、漁船、はしけ、曳船、モーターボート、貸ボート、貸ヨット等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（分類番号が「9、90～99及び900～999」）、その他の運搬具等（ <u>自動車税や小型特殊自動車を含む軽自動車税が課税されるものを除く</u> ） <参考>申告対象となる大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車の対象）の区分 フォークリフトなどで次の要件を一つでも満たすものは大型特殊自動車となります。 ①長さが4.7mを超えるもの ②幅が1.7mを超えるもの ③高さが2.8mを超えるもの ④最高速度が毎時15kmを超えるもの ※農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの 小型特殊自動車は、公道を走る、走らないに関係なく、所有していること自体に軽自動車税が課税されます。小型特殊自動車を所有されている場合、固定資産税（償却資産）としては申告せず、軽自動車税の申告をしてナンバープレート（課税標識）を取得してください。（既に軽自動車税として申告している場合は、必要ありません。）
6 工具、器具及び備品	測定工具、切削工具、応接セット、机・椅子、ロッカー、陳列ケース、金庫、コピー機器、パソコン機器、LAN設備、エアコン、レジスター、光学機器、冷凍・冷蔵庫、自動販売機、厨房機器・用品、理美容機器、医療用機器、テレビ、遊戯機、その他各種工具等

（5）業種別の対象となる償却資産の例示

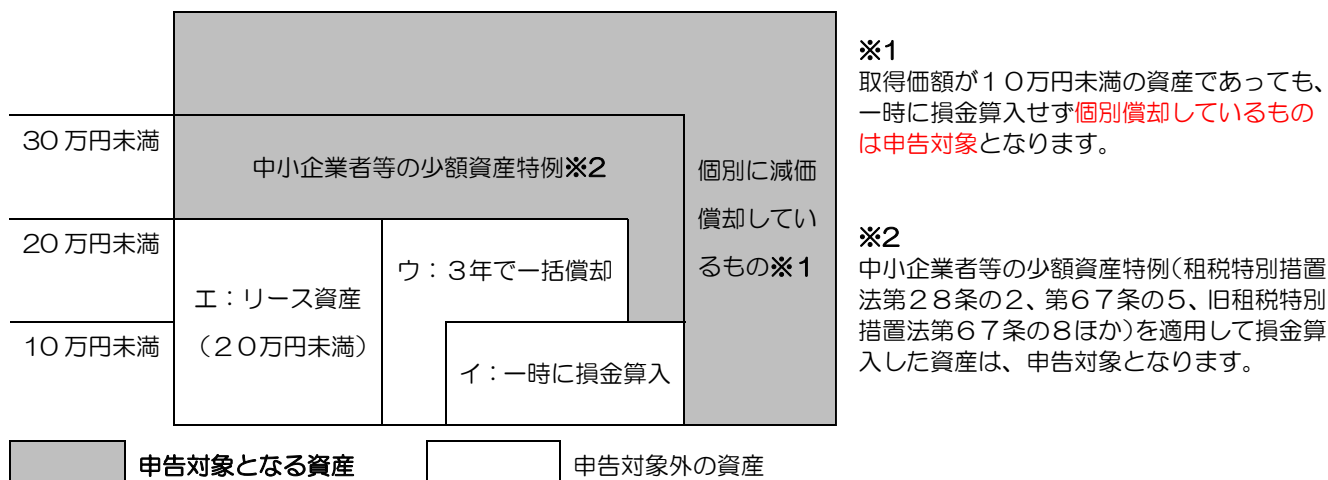
各業種共通のもの	駐車場（輪）場設備、受変電設備、特定の生産又は業務用の建築設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、テレビ、パソコン、コピー機、LAN設備、レジスター、金庫、福利厚生設備等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器等
ホテル・旅館	客室家具備品、厨房設備、洗濯設備、自家発電設備、放送設備、ボイラー、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、自動販売機、カラオケ機器、ベッド、カーテン等
理容業、美容業	理（美）容椅子、洗面設備、ドライヤー・パーマ器、消毒殺菌器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機、ボイラー、給排水設備等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、CT装置、MRI装置、分娩台、各種検査機器）、調剤機器、薬品戸棚、各種事務機器、待合室用椅子等
工場	各種生産加工設備、金型、洗浄設備、給排水設備、各種工具、構内舗装等
タオル工場	タオル織機、タイングマシン、ワインダー、縫製機、ミシン、ホイス等
農業	擁壁、ビニルハウス、田植機、トラクター（軽自動車税の対象となるものを除く）、井戸等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木エスライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、グライNDER、クレーン設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機、製本設備等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、その他の建設用大型特殊車両、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、発電機等
駐車場業	舗装路面、柵、駐車設備（ターンテーブル等機器部分）、照明等の電気設備等
自動車整備業	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、洗車機、ジャッキ等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、地下タンク、洗車機、独立キャノピー、屋外照明設備等
テニスクラブ、ゴルフ場	コート、フェンス、ネット、ボール洗浄機、ボール貸出機、人工芝、芝刈機、照明設備、自動販売機、集玉設備等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島工事、店内放送設備、防犯設備、スポット照明設備等
カラオケボックス	カラオケ機器、スポット照明設備、接客用家具等

3 申告対象とならない減価償却資産

次に掲げる資産は、原則として申告対象となりません。

- ① 無形減価償却資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
- ② 自動車税又は軽自動車税（小型特殊自動車を含む）の対象となるもの※大型特殊自動車は申告が必要
- ③ 繰延資産（創立費、開業費、開発費、負担金、権利金等）
- ④ 棚卸資産（本来減価償却すべき資産を除く）
- ⑤ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を除く。）
- ⑥ 美術品等（歴史的価値又は希少性を有し、代替性のないものや時の経過によりその価値の減少しない資産。）。なお、法人税及び所得税の取扱いにおいて、減価償却費を計上するものは、申告が必要です。
- ⑦ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引の資産は、所有者であるリース会社より申告されることになります。ただし、割賦販売と同様の形態でリースされた資産は、リース会社ではなく賃借人の方の申告対象となりますので、ご注意ください。）
- ⑧ 申告対象とならない少額な資産の取扱いは下記のとおりです。
 - ア 使用可能期間が1年未満のもの
 - イ 取得価額（1個又は1セット当たり）が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入されたもの
 上記の金額は、法人の場合平成10年4月1日以降に取得した資産、個人の場合平成11年1月1日以降に取得した資産であり、取得時期が上記以前の場合は、金額が異なる場合がありますので、詳細はお問合せください。
 - ウ 取得価額（1個又は1セット当たり）が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括して損金又は必要経費に算入されたもの
 - エ 法人税法第64条の2第1項及び所得税法67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

<参考>償却方法と取得価額による申告対象の一覧



4 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、消火設備、空調設備、運搬設備等、家屋と一体となって、その効用を高める建築設備が取り付けられています。

家屋と建築設備等の所有者が同じ場合、「P6 家屋と償却資産の区分表」のとおり、「家屋評価に含めるもの」は、償却資産の申告の必要はありません。

ただし、以下の資産は申告の必要があります。

- ア 独立した機器としての性質の強いもの（受配電設備、自家発電設備等）
- イ 特定の生産又は業務用に供されるもの（特定の生産又は業務用の動力配線等）
- ウ 取外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの（簡易間仕切、ルームエアコン等）
- エ 屋外給排水設備、屋外電気設備等の家屋の屋外で供されるもの

家屋と建築設備等の所有者（賃借人であるテナント）が異なる場合

貸しビルや店舗等を借り受けて事業をされている方（テナント）が、自ら事業の用に供するために取り付けした建築設備や特定附帯設備（内装や造作等）は、賃借人の償却資産として取扱われます。

家屋と償却資産の区分

建築設備として家屋に含まれるものと、償却資産とするものの区分はおおむね以下のとおりです。

建 築 設 備 の 種 類		家 屋 と 償 却 資 産 の 区 分	家屋評価に含めるもの（注）	償却資産の申告対象となるもの
電気設備	屋内一般照明器具、電気配管及び配線、電話・インターホン等配管及び配線、端子等、建築設備用（エレベーター等）、動力配線（特定の生産又は業務用を除く）		○	
	ネオンサインなど屋外照明設備、電話機、電話交換機、インターホン機器、受変電設備、事業用動力配線、屋外配線、蓄電池設備、自家発電設備、特定の生産又は業務用の動力配線			○
給排水衛生設備	屋内給排水設備、衛生器具設備（便器、洗面器、洗面化粧台等）		○	
	井戸、給排水ポンプ、屋外配管設備			○
ガス設備	屋内配管		○	
	各種ガス器具、メーター、屋外供給本管			○
消火設備	火災報知器、屋内消火栓、避雷設備、スプリンクラー		○	
	手提式消火器、車輪付消火器			○
空調設備	家屋と一体となっている空調設備、冷暖房設備、換気設備		○	
	ルームエアコン			○
運搬設備	エレベーター、ダムウエーター等		○	
	クレーン設備			○
厨房設備	キッチンユニット、流し台等		○	
	調理機器、洗浄機、冷蔵庫、冷凍庫等			○
医療機器設備	配管		○	
	X線設備、手術設備、消毒設備等			○
特定の業務用設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷凍・冷蔵設備、飲食店、ホテル等の厨房設備等			○
その他の屋内外の設備	カウンター、造り付け家具、自動扉、鉄骨製の屋外非常階段等		○	
	門、看板、塀、アーケード、防火壁、日よけ、塵芥焼却炉設備			○

（注）家屋の所有者と建築設備等の所有者（テナント）が異なる場合、上記の「家屋評価に含めるもの」に該当する建築設備であっても、**所有者である賃借人は、償却資産の申告が必要です。**

5 税務会計（国税）と固定資産税における取扱いの相違点

固定資産税における評価基準においては、償却資産の取得価額、減価方法等について、原則として、法人税又は所得税における税務会計上の取扱い方法の例によって算定することとされていますが、その細部については、固定資産税の財産課税としての性格あるいは課税事務上の便宜を考慮した結果、独自の方法がとられているものがあります。

項 目	税務会計（国税）	固定資産税
償却計算の趣旨	各事業年度の課税対象となるべき所得の計算を基礎として償却費を算出するものです	償却資産の「価格」を算定するためのものです（資産価値に着目した課税です）
償却計算の基準日	事業年度	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択	原則として定率法（特例として取替法等）
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳制度の適用	認められます	認められません
特別償却・割増償却制度の適用（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却制度の適用（所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	原則区分評価（一部合算も可）	区分評価

6 課税標準の特例について

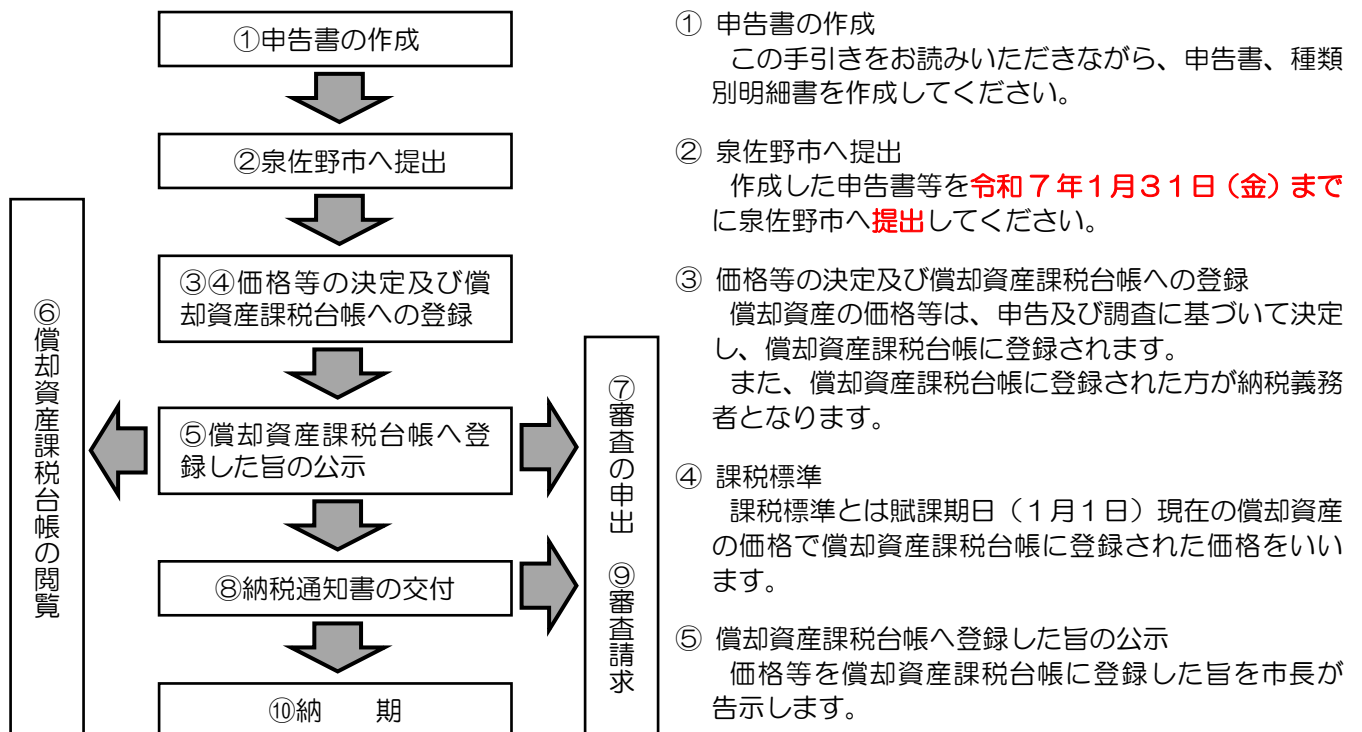
地方税法第349条の3及び地方税法附則第15条等に規定される資産を新たに取得した場合で、一定の要件に該当するものについては課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。**主なもの**は次の表のとおりです。なお、**特例適用の確認のため、添付書類の提出が必要です。**

※一部抜粋

適用条項	資産（施設）の種類・内容			適用期間	特例率	添付書類
地方税法附則第15条 第1項第2号	流通業務用倉庫等に附属する機械設備			取得後5年度分	3／4	倉庫証明申請書
// 第2項第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設等の 汚水又は廃液の処理施設			期限なし	1／2	設置届出書、仕様書
// 第2項第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する ごみ処理施設			期限なし	1／2	設置許可申請書及び許 可証、仕様書
// 第2項第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 一般廃棄物の最終処分場			期限なし	2／3	設置許可申請書及び許 可証、仕様書
// 第25項	特定再生可能エネ ルギー発電設備 ※R06.04.01～ R08.03.31 取得	太陽光	1,000kW 以上	取得後3年度分	3／4	再生可能エネルギー事業者等補助 金交付申請書（自家消費に限る）
			1,000kW 未満		2／3	
		風力	20kW 以上	取得後3年度分	2／3	固定価格買取制度の設備認定 通知書
			20kW 未満		3／4	
// 第39項	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の 促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき取得し た一定の要件を満たす機械及び装置等 ※R02.8.31～R07.3.31 取得			取得後3年度分	1／2	認定導入計画に係る 認定書の写し
// 第44項	中小事業者等が認定 先端設備等導入計画 に基づき取得した一 定の要件を満たす機 械及び装置等で、生 産性向上に資するもの	【賃上げ表明なし】 R05.4.1～R07.3.31 取得		取得後3年度分	1／2	先端設備等導入計画に 係る認定書、工業会等 による証明書
		【賃上げ表明あり】 R05.4.1～R06.3.31 取得		取得後5年度分	1／3	上記に加えて 従業員へ賃上げ方針を表明し たことを証する書類の写し
		【賃上げ表明あり】 R06.4.1～R07.3.31 取得		取得後4年度分		

（注）課税標準の特例内容は、令和6年10月時点で作成していますので、令和7年度税法改正に伴い変更されることがあります。

7 償却資産（固定資産税）の申告から納税までの流れ



また、この審査の申出に対する決定に不服がある場合は、その決定があったことを知った日から6月以内に泉佐野市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑧ 納税通知書の送付

下記の算式により税額を算出し、納税通知書を作成し、納付書と共に郵送いたします。

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は固定資産税がかかりませんが、その場合でも申告は必要です。

⑨ 審査請求

価格以外の課税内容に不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に泉佐野市長に対して審査請求をすることができます。

⑩ 納期

5月上旬に納税通知書及び納付書をお送りします。

税額は通常5月、7月、9月の各月末、12月25日の年4回に分けて納付していただきます。また、全額を5月末にまとめてお支払していただくことも可能です。

お支払については、口座振替もご利用できますので、お問合せください。

8 計算例

(1) 評価額、課税標準の算出

申告していただいた資産を個々に減価計算し、評価額を求めます。

評価額の求め方

① 前年中に取得したもの

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2)$$

② 前年前に取得したもの

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

【計算例】(小数点以下切捨)

取得価額400,000円、取得年月令和6年3月、耐用年数3年の場合

$$\text{令和 7年度} \cdots 400,000 \text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 292,800 \text{円}$$

$$\text{令和 8年度} \cdots 292,800 \text{円} \times (1 - 0.536) = 135,859 \text{円}$$

$$\text{令和 9年度} \cdots 135,859 \text{円} \times (1 - 0.536) = 63,038 \text{円}$$

$$\text{令和 10年度} \cdots 63,038 \text{円} \times (1 - 0.536) = 29,249 \text{円}$$

$$\text{令和 11年度} \cdots 29,249 \text{円} \times (1 - 0.536) = 13,571 \text{円} < 20,000 \text{円}$$

※令和11年度で取得価額の5%(20,000円)より小さくなりますので、以降は20,000円。

③ 個々の資産について、課税標準の特例がある場合は評価額に特例率を乗じた額を、ない場合は評価額を課税標準額とします。

④ 個々の資産の課税標準をすべて合計して、納税義務者の課税標準額合計を算出します。

(2) 税額の算出

$$\text{税額} (100 \text{円未満切捨}) = \text{課税標準額} (1,000 \text{円未満切捨}) \times \text{税率} (1.4\%)$$

【計算例】

課税標準が123,456,789円の場合

$$123,456,000 \times 1.4\% = 1,728,384 \cdots 1,728,300 \text{円が年税額となります。}$$

(3) 参考 <耐用年数に応ずる減価償却率及び減価残存率表(一部抜粋)>

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
1				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

Ⅲ 申告書の書き方

償却資産申告書、種類別明細書は、以下の記載例を参考にして記載してください。申告していただいた書類は、電算入力しますので、なるべく同封の本市所定の用紙をご使用いただきますようお願いいたします。

令和7年

月

日

受付印

泉佐野市長殿

令和7年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

91234567

1住所
又は納税通知書送達先

(ふりがな)
いずみさのし いちばひがし
泉佐野市市場東〇丁目〇番〇号

電話 (012) 345 - 6789

2氏名
法人にあってはその名称及び代表者の氏名

(ふりがな)
まるまる たおる かぶしがいいしゃ
〇〇タオル株式会社
〇田 〇郎
(屋号)

3個人番号又は法人番号

4事業種目
(資本等の金額)

5事業開始年月

6この申告に
応答する者の
係及び氏名

7税理士等の氏名

8短縮耐用年数の承認

9増加償却の届出

10非課税該当資産

11課税標準の特例

12特別償却又は圧縮記帳

13税務会計上の償却方法

14青色申告

15市(区)町村内
における事業所
等資産の所在地

16借用資産
(有 無)

17事業所用家屋の所有区分

18備考(添付書類等)

19資産の種類別取得価額の合計額

20資産の種類別償却額の合計額

21連絡事項

22記入例

2所有者が法人の場合は、代表者の役職及び氏名も記入してください。所有者が個人事業者の場合は、屋号があれば記入してください。

3マイナンバー(個人番号)又は法人番号を記入してください。マイナンバー(個人番号)を記入する場合には、右づめで記入してください。

4事業の種目を具体的に記入してください。また法人にあっては、資本金又は出資金の金額も記入してください。

5個人の場合は事業開始年月、法人の場合は法人の設立年月を記入してください。

6この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

9法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

10非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

11課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

12租税特別措置法の規定による特別償却、法人税法第42条から第50条まで、及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで、第165条及び第58条の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。

13税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

14法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。

15住所と資産の所在地が同じ場合には記入しなくて結構ですが、異なる場合又は所在地を移転された場合は、記入してください。

16借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。

17事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

18次の内容に該当される方は、下記表を参考に○ご記入ください。

2令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

3令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

41ページ2-(3)の電算処理にて申告される方以外は記入しないでください。

15市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16借用資産(有 無)

17事業所用家屋の所有区分

18備考(添付書類等)

19資産の種類別取得価額の合計額

20資産の種類別償却額の合計額

21連絡事項

22記入例

令和 7 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

※		所有者コード		※												
		91234567														
行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課税標準の特例		課税標準額	増加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01	2	記入する	レピア織機	2	5	6	5	十億 百万 千 円 12,000,000	7	0.					①・2 3・4	
02	6	必要はあ りません	掃除機	1	5	6	9	200,000	6	0.					①・2 3・4	
03									0.						1・2 3・4	
04									0.						1・2 3・4	
05									0.						1・2 3・4	
06									0.						1・2 3・4	

記入する必要はありません

第二十六号様式別表一（提出用）

令和 7 年度 種類別明細書(減少資産用)(訂正用)

※		所有者コード		※										
		91234567												
行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額	耐用 年 数	申 告 年 度	減少の事由および区分			摘 要
					年 号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部	
01	2	12	タイングマシン	1	3	57	4	十億 百万 千 円 200,000	7		1・②・3・4	①・2	令和6年5月	
02											1・2・3・4	1・2		
03	2	18	タオル織機	4	3	58	4	800,000	7		①・2・3・4	1・②	令和6年5月 5台の内4台	
04											1・2・3・4	1・2		
05	2	24	ミシン	1	3	59	8	150,000	7		1・2・3・④	1・②	50,000円増額	
06											1・2・3・4	1・2		
07	6	27	冷蔵庫	1	3	63	12	320,000	6		1・2・3・④	1・②	耐用年数5→6 取得年月60.12→63.12	
08											1・2・3・4	1・2		

第二十六号様式別表二（提出用）

同封の償却資産申告書の右上の番号を記入してください。

1.明治 4.平成
2.大正 5.令和
3.昭和

種類別明細書(増加資産・全資産用)の枚数と、何枚目になるかを記入してください。

増加の事由に該当する番号に○印をつけてください。
1.新規
2.中古
3.移動
4.その他

平成20年度の税制改正により機械及び装置を中心に減価償却資産の資産区分の大括り化及び法定耐用年数の見直しが行われ、平成20年4月30日に減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部が改正されました。
よって、すでに申告済みの資産についても耐用年数の変更を行う場合は、変更後の耐用年数を必ず申告してください。

資産の種類を番号で記入してください。

- 1.構築物
- 2.機械及び装置
- 3.船舶
- 4.航空機
- 5.車両及び運搬具
- 6.工具、器具及び備品

『取得価額』について

- ・資産を取得するために要した金額で運賃、据付費などを含めた価格を記入してください。
- ・未払い分があればそれを含めた価格を記入してください。
- ・国庫補助金等により圧縮記帳を行っている資産は圧縮前の取得価額を記入してください。

『耐用年数』について

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に定める現在適用している耐用年数です。中古資産で見積耐用年数を採用している場合は、見積耐用年数を記入してください。

取得価額の増額訂正

- ・該当する資産の種類、資産コード、名称、取得年月、耐用年数を記入してください。
- ・取得価額の欄はすでに申告済みの資産の取得価額に、増額分を加えた合計額を記入してください。
- ・減少事由の欄 4.その他に○をつけてください。
- ・区分の欄 2.一部に○をつけてください。
- ・摘要欄に増額分の金額を記入してください。

※記載例は
ミシンの取得価額100,000円を150,000円に増額した場合です。

訂正の場合

- ・訂正後の資産の種類以下すべてを記入してください。
- ・訂正後の取得年月、耐用年数を記入してください。
- ・減少事由の欄 4.その他に○をつけてください。
- ・摘要欄に訂正のあった箇所を記入してください。
- ・区分の欄 2.一部に○をつけてください。

※記載例は耐用年数、取得年月に訂正があった場合です。

全額減少の場合

- ・該当する資産の種類、資産コード、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記入してください。
- ・減少事由の欄の該当する番号に○をつけてください。
- ・区分の欄 1.全部に○をつけてください。
- ・摘要欄に該当資産の減少年月を記入してください。

一部減少及び減額更正の場合

- ・該当する資産の種類、資産コード、名称、取得年月、耐用年数を記入してください。
- ・取得価額の欄に減少した部分の取得価額を記入してください。
- ・減少事由の欄の該当する番号に○をつけてください。
- ・区分の欄 2.一部に○をつけてください。
- ・摘要欄に該当資産の減少年月を記入してください。

※記載例は
タオル織機5台1,000,000円のうち4台800,000円が減少した場合です。

Ⅳ 実地調査について

1 実地調査について

泉佐野市では、地方税法第353条及び第408条に基づいて、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出のお願いや、償却資産の調査に伺うことがありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。なお、実地調査の結果、追加・修正申告をお願いすることがあります。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を実施していますのでご理解ください。

2 過年度への遡及について

申告漏れ等の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。その場合の課税は、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年の遡及が限度となります。

申告内容の今一度の点検をお願いします。

令和7年度分申告書類の提出期限は、令和7年1月31日(金) です。

----- 早めのご提出をお願いします。 -----

提出先・問合せ先

〒598-8550（市役所専用郵便番号のため住所書不要）

大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号



泉 佐 野 市

総務部 税務課 固定資産税係（償却資産担当）

T e l （072）463-1212【内線2138】

F a x （072）469-2336

<https://www.city.izumisano.lg.jp>